

第23回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年9月25日（水曜日）
午前10時（午前9時30分開場）

場所

東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京コンベンションホール
（東京スクエアガーデン 5階）

●末尾の会場ご案内図をご参照ください。

目次

第23回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役7名選任の件	
第2号議案 監査役2名選任の件	
（添付書類）	
事業報告	9
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	33

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第23回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。



私たちエフオングループは、エネルギーの利用と供給の両面から、現代の社会が求める合理性と安全を追求していくことを目的とし、「省エネルギー」と「木質バイオマス発電」の2つの事業を展開しています。

第23期は、成長事業の「木質バイオマス発電」において、白河発電所、日田発電所、豊後大野発電所ともに順調に稼働いたしました。また、今期中に稼働予定の壬生発電所における建設及び運転開始に向けた人材の確保など、順調に進捗いたしました。

今期も引き続き、既存発電所の安定操業、壬生発電所のスムーズな立ち上げ、第5号機となる新宮発電所の建設に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

株式会社エフオン
代表取締役社長 島崎 知格

株 主 各 位

東京都中央区京橋三丁目1番1号
株式会社エフオン
代表取締役社長 島崎 知格

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁に記載の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年9月24日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日 時	2019年9月25日（水曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン 5階 東京コンベンションホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 株主総会の目的である事項	報告事項 1. 第23期（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第23期（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件
4 その他議決権の行使に関する事項	代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
5 その他本招集ご通知に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき当社ホームページ（ http://www.ef-on.co.jp/ ）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

以 上

1. 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ef-on.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日の株主総会にて議決権を行使される株主様は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。その際には、議決権行使書用紙を切り離さないようご注意ください。
3. 会場には株主様のみがご入場できますので、特別のご事情がない限り、ご同伴者の方には本総会終了まで所定の控え室でお待ちいただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2019年9月25日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年9月24日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2019年9月24日（火曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

（議案番号）

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

完全
印刷

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによる方法で、複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

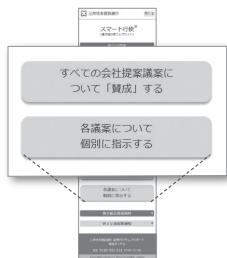
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

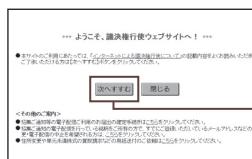
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

しま ぎき とも ただ
島 崎 知 格

(1962年8月27日生)

所有する当社の株式数
24,000 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2002年9月 三菱証券株式会社 部長代理
2005年6月 当社経営企画部配属
2006年9月 当社取締役
2008年5月 当社代表取締役社長（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役として、経営全般統轄の任務を通じ、豊富な経験・実績を有しており、事業経営に精通していることから、引き続きその豊富な経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者
番号

2

こ いけ ひさ ひと
小 池 久 士

(1961年5月18日生)

所有する当社の株式数
51,000 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年5月 株式会社共立メンテナンス
管理本部グループ経営部副部長兼KMG経理センター室長
2006年10月 当社経理部長
2009年9月 当社取締役 財務経理部長
2011年3月 当社取締役 管理本部長
2011年9月 当社常務取締役 管理本部長
2013年10月 当社常務取締役
管理部門管掌（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、取締役として、当社管理部門において豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者
番号

3

ふじい こうたろう
藤井 康太郎
(1964年3月26日生)

所有する当社の株式数
4,800 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年 4月 コパル電子株式会社 営業本部南関東マネージャー
2005年 4月 当社電力ビジネス事業部長
2007年 4月 当社E S C O事業部門長
2007年10月 株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ 常務取締役
2013年 9月 同社取締役副社長
2016年 5月 当社入社 技術統括部配属
株式会社エフバイオス出向 豊後大野事業所長
2016年 9月 当社取締役 株式会社エフバイオス 豊後大野事業所長
2017年 7月 当社取締役 株式会社エフバイオス 日田事業所長
2019年 9月 当社取締役 株式会社エフバイオス 執行役員
壬生発電所準備室室長 (現任)

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、省エネルギー事業や電力事業に精通しており、同分野において豊富な経験・実績を有していることから、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者
番号

4

かね だ ひで き
金田 英樹
(1968年3月6日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年 4月 株式会社環境未来恒産入社
2010年 7月 株式会社エフバイオス入社
2012年 1月 同社日田事業所長
2015年 7月 同社西日本燃料事業部長
2015年 9月 同社執行役員
2017年 1月 同社執行役員 燃料事業部長 (現任)

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、当社の連結子会社である株式会社エフバイオスの執行役員及び燃料事業部長として豊富な経験・実績を有しており、その職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者
番号

5

すず き しん いち
鈴木 信一
(1962年2月25日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年 4月 弁護士登録
松下照雄法律事務所 入所
2000年 5月 鈴木信一法律事務所 代表
2004年 6月 HCアセットマネジメント株式会社 監査役 (現任)
2006年 3月 幸橋法律事務所代表 (現任)
2008年 6月 ばんせい証券株式会社 監査役
2008年 7月 ピーシーフェーズ株式会社 監査役
2010年 9月 当社社外取締役 (現任)

【選任理由】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士及び社外監査役としての豊富な知識と経験を備えており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

候補者
番号

6

みな がわ のり お
皆川 則雄
(1949年6月1日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年7月 日商岩井株式会社 東京本社ALM管理室副室長
2002年10月 株式会社ダイアナ 取締役管理本部長兼財務部長
2010年1月 フジ日本精糖株式会社 監査室長
2010年6月 ユニテックフーズ株式会社 監査役
2013年9月 当社常勤社外監査役
2018年9月 当社社外取締役（現任）

【選任理由】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり財務、経理業務に携わられ、財務及び会計に関する相当程度の知見と企業経営に関する豊富な知識と経験を有していることや、これまで当社の社外監査役としての経験があり、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

候補者
番号

7

さ こ まい こ
佐古 麻衣子
(1980年11月21日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年12月 弁護士登録
2009年1月 霞が関法律会計事務所 入所
2013年10月 霞が関法律会計事務所 ジュニアパートナー
2015年3月 桜田通り総合法律事務所 ジュニアパートナー（現任）
2018年9月 当社社外取締役（現任）

【選任理由】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木信一氏、皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は鈴木信一氏、皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任が承認された場合引き続き独立役員とする予定であります。
4. 鈴木信一氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって約9年となります。皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって約1年となります。
5. 鈴木信一氏、皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。再任が承認された場合当該契約を継続する予定であります。

第2号議案

監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役上田淳氏及び清水敏生氏が任期満了となりますので、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

し みず とし お
清水敏生
(1952年9月27日生)

所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況

1996年6月 物産機械情報サービス株式会社 取締役
2001年4月 日本ビジテック株式会社 代表取締役社長
2001年11月 国稀酒造株式会社 非常勤監査役(現任)
2002年12月 株式会社キャリアネットワーク 代表取締役社長
2006年4月 法政大学情報科学部兼任講師
2011年9月 当社社外監査役(現任)

【選任理由】

同氏を社外監査役候補者とした理由は、これまでの職責を通じて、経営管理分野での幅広い知見を有し、また監査役の職務経験も豊富であることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

候補者
番号

2

もち づき ひで ひと
望月英仁
(1960年10月2日生)

所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況

1986年10月 太田昭和監査法人 入所
1990年7月 株式会社武藤マーケティング研究室 監査役(現任)
1990年9月 望月税理士事務所 所長(現任)
1991年7月 望月公認会計士事務所 所長(現任)
1998年5月 株式会社ガレージフィルム 監査役(現任)
2016年2月 一般社団法人WITHALS 理事(現任)
2018年11月 医療法人鹿島会 理事(現任)

【選任理由】

同氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士・公認会計士として企業税務に精通しており、会計、税務に関する相当程度の知見を有しており公正中立的な立場から取締役の監視とともに、提言・助言をいただけると判断したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 清水敏生氏及び望月英仁氏は、社外監査役候補者であります。
3. 清水敏生氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在籍期間は、本総会の終結時をもって約8年となります。
4. 当社は清水敏生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任が承認された場合引き続き独立役員とする予定であります。また、望月英仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 清水敏生氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。再任が承認された場合当該契約を継続する予定であります。また、望月英仁氏は、選任後当社との間で当該契約と同内容の契約を締結する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が好調に推移し雇用環境の改善が続いたこと、また、消費税増税を控え個人消費や設備投資が増加傾向を続けており緩やかな回復基調で推移いたしました。

当業界においては、2018年7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」の内容を踏まえ、再生可能エネルギーの主力電源化に向け、コスト面や安定的な事業運営者の確保、次世代電源ネットワークの構築などの課題について議論がなされております。一方、電力小売事業の業界では、2016年にスタートした電力小売参入自由化後、既存の大手電力・ガス会社と、新規参入の事業者の間で顧客獲得競争が激化したことに加え、昨年夏季における卸電力市場からの調達が高価格で推移したこと等により新規事業者の収益確保において厳しい状況となってきております。また、発電事業部門では、2018年度以降の太陽光発電の出力区分が細分化されFIT買取価格がさらに低下しており、これに加え送電に関する出力抑制の問題が顕在化してきております。バイオマス発電においても出力区分が10,000kW以上の一般木質等及びバイオマス液体燃料のカテゴリーに入札制度が導入され、2019年度以降においても継続となる見込みであること等により、新規参入の事業者の開発計画の策定に影響が出てきております。和歌山県新宮市に新設予定の当社グループ発電所に関しては、既に2017年度価格での事業計画認定を取得しているため価格改定の影響はないものの、今後の開発計画の策定において留意が必要と考えております。

このような状況のもと、当社グループの発電事業においては、既存発電所であるエフオン白河、エフオン日田、エフオン豊後大野について、年次定期整備のため2週間程度の計画停止を実施いたしました。そのほか、一部発電所で2日程度の計画外停止が発生いたしました。年間を通じて概ね順調に稼動したことにより前連結会計年度に比べ売上高はほぼ同水準で推移いたしました。一方、当連結会計年度では燃料木質チップの未利用木材使用割合を高めるべく期初より取組んでおりましたが、西日本地区での記録的な降雨量や台風の影響による水分増加により各種別の使用量が増加し燃料費を押し上げる要因となりました。また、建設中の発電所での人員や、未利用木材調達に係る山林事業要員の確保により人件費等が増加したことにより、営業利益は減少する結果となりました。

当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高11,049百万円（前年同期比0.1%増）、営業利益2,849百万円（前年同期比7.3%減）、経常利益2,600百万円（前年同期比9.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,084百万円（前年同期比11.9%減）となりました。

（省エネルギー支援サービス事業）

当連結会計年度においての外部売上高については、既存のオンサイト自家発電事業の一部プロジェクトで期間満了により稼働プロジェクトが減少したことや、新規の省エネルギー設備売上の減少により減収となりました。これら減少に伴う省エネ機器の仕入れやメンテナンスコストの原価減少等があったものの、全体としての収益確保に苦戦し減益の結果となりました。一方、内部売上高については、連結子会社の(株)エフオン壬生での新規発電所建設が佳境となっており、工事進行基準売上の増加がありました。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、グループ内取引を含めた売上高では7,862百万円（前年同期比119.6%増）、外部顧客に対する売上高では723百万円（前年同期比44.5%減）、営業利益24百万円（前年同期比75.0%減）となりました。

（グリーンエナジー事業）

当連結会計年度においては、10月にエフオン豊後大野において制御系機器の不具合に対応するため47時間、6月にエフオン白河において復水器部品の交換のため37時間、予防保全的処置としての計画外停止を実施いたしました。計画停止としては11月にエフオン白河、エフオン日田、4月にエフオン豊後大野がそれぞれ約2週間にわたり年次定期整備を実施いたしました。その他の期間においては各発電所ともに順調に高稼働率を維持し、売上高はほぼ前年同期と同水準となりました。一方、燃料として使用する木質チップについて、期中前半において西日本での梅雨前線の停滞や台風による降雨量の記録的増加の影響により木質チップ中の水分比率が高くなったことに伴う使用料の増加や、今後の収益拡大を見据えた未利用木材の使用割合の増加により仕入額が想定以上に上昇する結果となりました。また、建設中の壬生発電所の運転開始に備え、発電所運転要員や燃料調達、調整要員、未利用木材のさらなる調達に対応する山林事業の人員を積極的に採用し、採用した人員の教育のため既存発電所でのOJT等訓練を実施したため、人件費や住居費、移動交通費等の原価の増加があり営業利益は減益となりました。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高で10,325百万円（前年同期比6.1%増）、営業利益2,921百万円（前年同期比8.0%減）となりました。

各事業セグメントにおける外部取引に係る業績は下記のとおりです。

(単位：百万円)

事業区別	連結売上高	連結営業利益
省エネルギー支援サービス事業	723	24
グリーンエネルギー事業	10,325	2,921
全社(共通)	—	△97
合計	11,049	2,849

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は3,134百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

グリーンエネルギー事業	(株)エフバイオス	木質チップ運搬用車両、山林事業機械
	(株)エフオン豊後大野	木質バイオマス発電設備追加整備
	(株)エフオン新宮	事業用地取得

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

グリーンエネルギー事業	(株)エフオン壬生	木質バイオマス発電所設備
	(株)エフオン新宮	木質バイオマス発電所設備

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

省エネルギー支援サービス事業	(株)エフオン	オンサイト自家発電設備の売却
----------------	---------	----------------

（3）対処すべき課題

当連結会計年度においては、各木質バイオマス発電所が高稼働を維持した一方、燃料木質チップの含有水分量が高かったことによる燃料費の増加及び新設発電所要員の確保に基づく人件費等の負担により当初想定した利益計画は未達の結果となりました。この経験を踏まえ、当社グループのグリーンエネルギー事業では、未利用木材利用率を一定程度維持した上で燃費の向上に努めるとともに、高稼働維持を目標としてきめ細やかな点検、保全の実施を継続し、安定稼働を実現してまいります。このため、これらの施策を推進する従業員の教育に注力してまいります。また、山林事業では、燃料調達の間口を広げ原木での受入やチップ加工生産量の向上のほか、発電所の運営に連系して原木貯蔵時の含有水分量の低減に挑戦してまいります。木質バイオマス発電事業の事業環境を将来にわたって担保し、再生可能エネルギーのさらなる普及を実のあるものにするため、運営関連では、安定稼働の実現に向けこれまで蓄積したノウハウを結集して効率化改善を実施することやメンテナンスに係る部品調達でスケールメリットを活用したコストの低減を実践すること、さらには森林資源の積極活用及び管理手法を確立するため、これらを担う専門的な人員の確保、教育が重要な経営課題であると考えております。

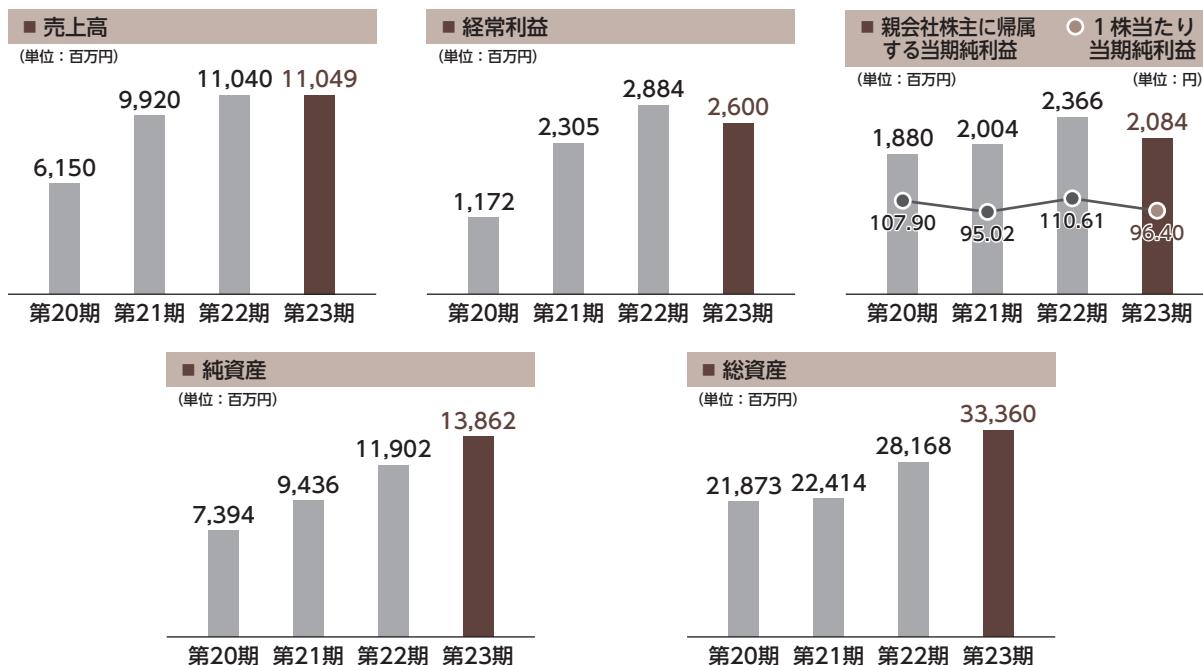
また、(株)エフオン壬生の新たな木質バイオマス発電所の竣工について、予定した事業運営の履行に最大限注力してまいります。同発電所の稼働に必要な事業環境の構築、整備について、最も重要な課題と認識しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	期 別	第20期 (2016年6月期)	第21期 (2017年6月期)	第22期 (2018年6月期)	第23期 (当連結会計年度 (2019年6月期))
売 上	高	6,150	9,920	11,040	11,049
経 常	利 益	1,172	2,305	2,884	2,600
親会社株主に帰属する当期純利益		1,880	2,004	2,366	2,084
1株当たり当期純利益		107円90銭	95円02銭	110円61銭	96円40銭
純 資 産		7,394	9,436	11,902	13,862
総 資 産		21,873	22,414	28,168	33,360

(注) 2018年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき1.2株の割合で分割しております。当該株式分割が第21期の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。



(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エフオン日田	495百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン白河	441百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン豊後大野	450百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン壬生	1百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン新宮	1百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフバイオス	10百万円	100.00%	バイオマス燃料販売、 発電所運営受託事業
ソレイユ日田株式会社	10百万円	100.00%	太陽光発電所運営管理事業

(6) 主要な事業内容（2019年6月30日現在）

①省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業とは、企業等の顧客設備の省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入を支援するサービスです。顧客企業のエネルギー使用実態を調べ、省エネルギーの診断を行うとともに、診断結果に基づいて、実際の省エネルギー対策設備及びシステムの設計や施工、その後の運用までを一貫して行います。また、総合エネルギーマネジメントとして、顧客企業のエネルギー使用状況の把握、削減計画の策定、運用・設備改善の実施、削減状況の測定といったサービスのほか、再生可能エネルギーの導入支援、二酸化炭素の管理・削減のコンサルティング等のサービスを提供しております。

②グリーンエネルギー事業

グリーンエネルギー事業は、再生可能な自然エネルギーを電力に転換する事業です。二酸化炭素の排出削減等の社会的な環境改善ニーズに対応し、再生可能エネルギーの中で特に木質バイオマス（注）をエネルギー源とした環境価値の高い発電所の開発、建設及び運営を行います。当社グループでは、現在、F I Tの設備認定を受けた(株)エフオン日田、(株)エフオン白河、(株)エフオン豊後大野の木質バイオマス発電所が稼働しております。また、新設の木質バイオマス発電所として、現在、栃木県壬生町と和歌山県新宮市にて建設を推進しております。木質バイオマス発電所の運営及び木質バイオマス燃料供給に関しては、その専門会社として(株)エフバイオスが当たり、廃木資材や森林資源の有効活用を通じてグリーンエネルギー事業の中核を担っております。

(注) 木質バイオマス

バイオマスとは、生物資源（bio）の量的（mass）を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされています。

木質バイオマスは、樹木に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものをいいます。

当社グループが手掛ける新エネルギーによる発電事業は、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材や、建築解体現場から排出される建築廃材等を、選別、破砕した木質チップを発電用燃料とするものです。バイオマス資源は、植物が光合成によって空気中の二酸化炭素を取り込んで成長するため、バイオマスの燃焼により放出される二酸化炭素は、地球規模において二酸化炭素のバランスを崩さない「カーボン・ニュートラル」であるとされています。また、バイオマス資源は、石油などの化石燃料とは違い、適正な管理を行えば半永久的に枯渇することなく利用可能な「再生可能資源」として注目されています。

(7) 主要な営業所及び工場（2019年6月30日現在）

当 社	本 社：東京都中央区京橋三丁目1番1号	
	関西事業所：和歌山県和歌山市板屋町22	
子 会 社	(株)エフオン日田	：大分県日田市
	(株)エフオン白河	：福島県白河市
	(株)エフオン豊後大野	：大分県豊後大野市
	(株)エフオン壬生	：東京都中央区
	(株)エフオン新宮	：東京都中央区
	(株)エフバイオス	：東京都中央区
	ソレイユ日田(株)	：大分県日田市

(8) 使用人の状況 (2019年6月30日現在)

企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
省エネルギー支援サービス事業	5名	1名減
グリーンエネルギー事業	147名	26名増
全社(共通)	20名	4名増
合計	172名	29名増

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）は含んでおりません。
 2. グリーンエネルギー事業の使用人数増加は、主に発電所勤務者の人員増強であります。

(9) 主要な借入先の状況 (2019年6月30日現在)

借入先	借入金残高 (単位：百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	4,459
株式会社三井住友銀行	2,779
株式会社みずほ銀行	2,499
株式会社横浜銀行	2,454
株式会社日本政策金融公庫	2,155

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

株式の状況（2019年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 : 69,840,000株
- ② 発行済株式の総数 : 21,626,959株
- ③ 株主数 : 4,981名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本テクノ株式会社	7,049,280株	32.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,370,500株	10.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,682,100株	7.78%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	976,495株	4.52%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	561,100株	2.59%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	361,100株	1.67%
志野 文哉	332,200株	1.54%
GOVERNMENT OF NORWAY	308,700株	1.43%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	292,800株	1.35%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	265,440株	1.23%

3 会社役員の状況

(1) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	島崎 知格	
常務取締役	小池 久士	管理部門管掌
取締役	児島 裕和	株式会社エフバイオス 白河事業所長
取締役	長澤 睦	事業部門管掌兼技術統括部長兼環境エネルギー部長
取締役	藤井 康太郎	株式会社エフバイオス 日田事業所長
取締役	鈴木 信一	幸橋法律事務所代表
取締役	皆川 則雄	
取締役	佐古 麻衣子	
常勤監査役	矢田 真一	
監査役	上田 淳	上田会計事務所代表
監査役	清水 敏生	

- (注) 1. 取締役鈴木信一氏、取締役皆川則雄氏及び取締役佐古麻衣子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役上田淳氏及び監査役清水敏生氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役矢田真一氏は、これまでの社外取締役としての経験や、大手金融機関での職務により培われた専門的知識を有しております。
監査役上田淳氏は、税理士として相当程度の知見を有し、企業経営に関する豊富な知識と経験を有しております。
監査役清水敏生氏は、経営管理分野での幅広い知見を有し、また監査役としての豊富な知識と経験を有しております。
4. 当社は取締役鈴木信一氏、取締役皆川則雄氏、取締役佐古麻衣子氏、監査役上田淳氏及び監査役清水敏生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
矢田 真一	2018年9月26日	任期満了	社外取締役
皆川 則雄	2018年9月26日	任期満了	常勤社外監査役

- (注) 1. 矢田真一氏は、第22回定時株主総会終結の時をもって社外取締役を退任され、常勤監査役に就任いたしました。
2. 皆川則雄氏は、第22回定時株主総会終結の時をもって常勤社外監査役を退任され、社外取締役に就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (4)	130百万円 (6百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3)	17百万円 (7百万円)
合計 (うち社外役員)	13名 (7)	147百万円 (14百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、2018年9月26日開催の第22回定時株主総会において、年額240百万円以内、うち社外取締役分40百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、2018年9月26日開催の第22回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役鈴木信一氏は、幸橋法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と幸橋法律事務所との間に取引関係はありません。
- ・監査役上田淳氏は、上田会計事務所の代表を兼務しております。なお、当社と上田会計事務所との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏名	活動状況
取締役	鈴木 信 一	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく弁護士としての専門的な見地から議案の審議に必要な意見表明を適宜行っております。
取締役	皆 川 則 雄	就任以来、当事業年度に開催された取締役会（在任期間中10回）全てに出席し、過去の監査役経験及び他社取締役経験並びに財務・経理分野の知見から高度な視野を持ち、適切な機会に必要な応じて発言を行っております。
取締役	佐 古 麻衣子	就任以来、当事業年度に開催された取締役会（在任期間中10回）全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく弁護士としての専門的な見地から議案の審議に必要な意見表明を適宜行っております。
監査役	上 田 淳	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回に全て出席し、税理士としての専門的見地からはもとより深い見識に基づいて高度な視野で監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要な応じて発言を行っております。
監査役	清 水 敏 生	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回に全て出席し、企業経営者としての豊かな経験と深い見識に基づいて幅広い見地から監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要な応じて発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社の連結子会社で会計監査人と監査契約などを締結している会社はありません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関連部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の徴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠の妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に付議いたします。

5 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は会社法等の法令で求められる業務の適正性を確保するための体制を整備するための「基本方針」を2006年5月15日開催の取締役会において決議しております。会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行により「基本方針」を2015年5月7日開催の取締役会にて以下のとおり改定いたしました。当社グループの定める内部統制に関する「基本方針」の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

I. 内部統制に関する当社グループの取り組み

当社グループは、本基本方針に従い、会社法及び会社法施行規則が定めるところの株式会社の業務の適正を確保するための体制、金融商品取引法が定めるところの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制、その他企業価値の維持向上を図るための体制（以下、総称して「内部統制システム」という）を整備する。

当社グループは、代表取締役社長を中心として、取締役及び使用人（以下「役職員」という）全員で内部統制を推進していくとともに、内部統制委員会を設置し、内部統制システムが有効に機能するように努める。

II. 内部統制システムの整備に関する基本方針

(i) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令・定款及び社会規範（以下「法令等」という）を遵守した行動の基準とするため、関係部署の管理のもとで規則・規程等の整備・運用を図る。
- ② 法令等遵守に係る事項につき、関連規則・規程等の浸透を図り、役職員の啓蒙に努める。

- ③ 法令等に照らし疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置・運営し、法令違反等の不正行為を早期に発見するとともに、通報した使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
 - ④ 当社グループは、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的な勢力に対しては、組織として毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との取引や資金提供などの一切の関係を遮断する。
- (ii) 職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役は、各々の業務執行又は意思決定における判断基準・判断理由を明確にするため、その職務執行に係る情報を記録する。当社グループは、法令等及び関連諸規則に従い、所定の部署がこれを適切に保管し、取締役及び監査役の迅速な職務遂行のために常時閲覧可能な体制を整える。
 - ② 使用人の職務遂行に係る情報についても、法令等及び関連規則等に従い、取締役の職務執行に係る情報と同様に取り扱うものとする。
 - ③ 当社グループは、情報漏洩防止のため、社内情報の取扱い並びに文書及び電磁的記録の保管方法を定め、セキュリティを万全なものとする。
 - ④ 情報管理責任者及び関係部署は、連携して適時適切な情報開示に努める。
- (iii) 損失の危険を管理する規程その他の体制
- ① 内部統制委員会は、リスクに関する規程に従い、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - ② 役職員は、有形無形を問わず、当社グループの資産の取得・使用・処分の各段階におけるフローを確立し、資産の保全に努める。
- (iv) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、業務執行取締役の管掌責任の明確化を図るため、各業務執行取締役の管掌業務を定める。
 - ② 業務執行取締役は、代表取締役社長諮問機関である経営会議を定期的で開催し、事業活動の統合調整と業務執行の意思統一を図る。
 - ③ 当社グループは、役職員の職務の執行の効率化を図るため、職務権限及び意思決定ルールを策定し、各部署の業務分掌を明確にする。

- (v) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社管理規程など関連規則等を制定し、グループ全体の状況を常時把握する部署を当社内に設置して財産の状況及びその他の重要事項を取締役会に報告するなど、子会社管理制度の確立を図る。
 - ② 当社グループは、業務フロー、会計システム等を含め、連携して制度の統一化を図る。
 - ③ 当社グループの各監査役間の連携を図り、必要に応じて情報交換・意見交換を行う。
 - ④ 内部監査室は、当社グループの業務の執行状況について、定期的に監査を行う。
- (vi) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 代表取締役は監査役会からの職務を補助すべき使用人設置の要求に対しては、監査役会と監査の実効性の確保の観点から協議の上、使用人を配置する。
 - ② 監査役を補助すべき使用人は専任とし、監査役の指揮命令のもと職務を遂行する。
 - ③ 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動・人事考課等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (vii) 当社グループの役職員が当社監査役会又は当社監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの役職員は、当社若しくは当社連結子会社に著しい損害を与える事実又はその恐れが発生、法令違反等の不正行為、その他これらに準ずる事実又はその恐れが発生について、当社監査役に遅滞なく報告をする。また、当社グループの役職員からかかる報告を受けた者は、当該報告を受けた内容を当社監査役に遅滞なく報告をする。
 - ② 監査役は、当社グループの役職員に対し、必要に応じた業務執行内容の報告、説明又は資料提出等を求めることができる。
 - ③ 内部監査室は、当社監査役に内部監査の結果を報告する。
 - ④ 監査役への報告をした役職員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。

- (viii) 監査役の職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる合理的な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (ix) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、定期的開催される代表取締役社長との意見交換会、当社グループが保有する設備の見学等により、当社グループの最新情報を取得することができる。
 - ② 監査役は、当社グループの最新の状況を把握するために、定期的に社内会議に出席し、また必要に応じて当社グループの役職員に意見交換及び情報提供を求めることができる。
 - ③ 監査役は、その職務の遂行に必要な場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家から意見を求めることができる。
- (x) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社グループは、有識者と連携の上、関係諸法令、関連諸規程及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、会社の財政状態及び経営成績に関し真実の報告を行う。
 - ② 当社グループは、金融庁策定『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準』等に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な事項を実施する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、2015年5月7日付当社取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、関連諸規程の整備を実施しております。

また、「内部統制基本方針」に規定されている内部統制委員会は代表取締役社長を委員長として当事業年度において4回開催され、事業年度末には常勤監査役が出席の上、内部統制システムが有効に機能していることの確認を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（3）剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当事業年度は、1株につき8円の配当を実施することといたしました。次期以降につきましては、事業年度毎の利益の状況、また、現在建設中若しくは計画中の新たな木質バイオマス発電所への設備投資等を考慮しつつ安定した配当を継続できるよう努力し、株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

なお、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していきたいと考えております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I. 流動資産	6,286	I. 流動負債	3,536
現金及び預金	4,412	支払手形及び買掛金	639
受取手形及び売掛金	1,037	短期借入金	200
貯蔵品	340	一年内返済予定長期借入金	1,192
その他	496	未払金	407
II. 固定資産	27,073	一年内支払予定長期未払金	319
1. 有形固定資産	25,993	リース債務	114
建物及び構築物	3,959	未払法人税等	162
機械装置及び運搬具	8,101	賞与引当金	36
工具、器具及び備品	72	メンテナンス費用引当金	312
土地	3,014	その他	151
リース資産	272	II. 固定負債	15,961
立木	131	長期借入金	15,378
建設仮勘定	10,441	長期未払金	388
2. 無形固定資産	140	リース債務	193
電気供給施設利用権	130	負債合計	19,497
その他	9	純 資 産 の 部	
3. 投資その他の資産	938	I. 株主資本	13,833
繰延税金資産	849	資本金	2,288
その他	89	資本剰余金	1,288
		利益剰余金	10,256
		II. 新株予約権	28
		純資産合計	13,862
資産合計	33,360	負債純資産合計	33,360

連結損益計算書 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		11,049
売上原価		7,548
売上総利益		3,501
販売費及び一般管理費		651
営業利益		2,849
営業外収益		
受取利息	0	
作業くず売却益	2	
受取保険金	13	
固定資産売却益	4	
その他	7	27
営業外費用		
支払利息	119	
支払手数料	92	
株式交付費	0	
固定資産除却損	28	
固定資産処分損	28	
その他	7	277
経常利益		2,600
特別利益		
新株予約権戻入益	2	2
税金等調整前当期純利益		2,602
法人税、住民税及び事業税	314	
法人税等調整額	203	518
当期純利益		2,084
親会社株主に帰属する当期純利益		2,084

連結株主資本等変動計算書 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,276	1,276	8,321	—	11,874
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	12	12			24
剰余金の配当			△144		△144
親会社株主に帰属する当期純利益			2,084		2,084
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の消却			△4	4	—
連結範囲の変動			△0		△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					—
当期変動額合計	12	12	1,934	—	1,959
当期末残高	2,288	1,288	10,256	—	13,833

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額 合計		
当期首残高	△3	△3	31	11,902
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				24
剰余金の配当				△144
親会社株主に帰属する当期純利益				2,084
自己株式の取得				△4
自己株式の消却				—
連結範囲の変動				△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	3	3	△3	0
当期変動額合計	3	3	△3	1,959
当期末残高	—	—	28	13,862

計算書類

貸借対照表 (2019年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I. 流動資産	12,070	I. 流動負債	6,919
現金及び預金	1,282	買掛金	36
売掛金	8,733	短期借入金	200
貯蔵品	0	一年内返済予定長期借入金	561
前払費用	28	未払金	257
未成工事支出金	888	一年内支払予定長期未払金	298
関係会社短期貸付金	200	リース債務	114
未収入金	622	前受金	5,350
その他	314	未払費用	6
II. 固定資産	5,673	未払法人税等	40
1. 有形固定資産	881	預り金	7
建物	163	賞与引当金	15
機械及び装置	356	メンテナンス費用引当金	28
工具、器具及び備品	22	その他	2
リース資産	272	II. 固定負債	2,714
車両運搬具	2	長期借入金	1,535
土地	56	関係会社長期借入金	600
建設仮勘定	7	長期未払金	384
2. 無形固定資産	6	リース債務	193
ソフトウェア	0	負債合計	9,633
その他	5	純 資 産 の 部	
3. 投資その他の資産	4,785	I. 株主資本	8,082
関係会社株式	2,160	1. 資本金	2,288
関係会社長期貸付金	1,930	2. 資本剰余金	1,288
繰延税金資産	610	資本準備金	1,288
その他	84	3. 利益剰余金	4,505
		その他利益剰余金	4,505
		繰越利益剰余金	4,505
		II. 新株予約権	28
		純資産合計	8,111
資産合計	17,744	負債純資産合計	17,744

損益計算書 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		8,102
売上原価		7,761
売上総利益		341
販売費及び一般管理費		328
営業利益		12
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	392	
その他	17	416
営業外費用		
支払利息	15	
その他	32	48
経常利益		379
特別利益		
新株予約権戻入益	2	2
税引前当期純利益		382
法人税、住民税及び事業税	△388	
法人税等調整額	175	△212
当期純利益		595

株主資本等変動計算書 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	2,276	1,276	4,059	—	7,611	31	7,643
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	12	12			24		24
剰余金の配当			△144		△144		△144
当期純利益			595		595		595
自己株式の取得				△4	△4		△4
自己株式の消却			△4	4	—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					—	△3	△3
当期変動額合計	12	12	446	—	471	△3	467
当期末残高	2,288	1,288	4,505	—	8,082	28	8,111

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年8月14日

株式会社エフオン
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 田 嗣 也 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 清 水 谷 修 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エフオンの2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年8月14日

株式会社エフオン
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 山田 嗣也 ㊞
業務執行社員指定社員 公認会計士 清水谷 修 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフオンの2018年7月1日から2019年6月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づいて審議した結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務分担等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社の本店や発電所等業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月15日

株式会社エフオン 監査役会

監査役（常勤） 矢 田 真 一 ㊟
社 外 監 査 役 上 田 淳 ㊟
社 外 監 査 役 清 水 敏 生 ㊟

以 上

メ モ

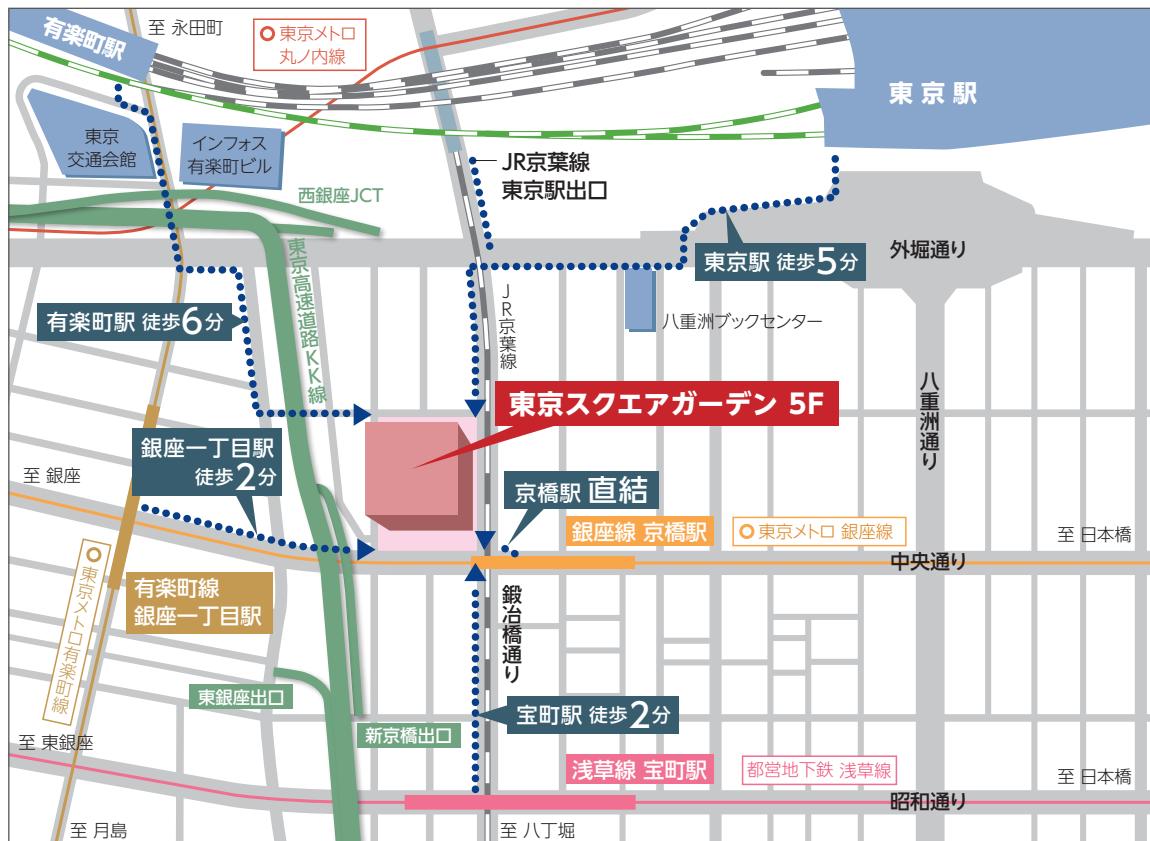
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京コンベンションホール
(東京スクエアガーデン 5階)

TEL 03-5542-1995

- ▶ 「東京駅」 徒歩5分
- ▶ 「銀座一丁目駅」 徒歩2分
- ▶ 「京橋駅」 直結
- ▶ 「有楽町駅」 徒歩6分
- ▶ 「宝町駅」 徒歩2分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。